

会 議 記 録

会議名称	杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会 第一部会(平成 28 年度第 2 回)
日 時	平成 29 年 1 月 26 日 (木) 午前 10 時 02 分～午前 11 時 38 分
場 所	中棟 4 階 第 1 委員会室
委員出席者	遠藤雅晴、藤枝宏友、大澤俊、高橋博、松見光、福川康、清水汎、鹿野修二、明石文子 (以上敬称略)
幹事出席者	習田由美子、武田護、堀川直美、笠真由美
委員欠席者	山田滉、小林三郎 (以上敬称略)
会議次第	<p>I 部会長あいさつ</p> <p>II 議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 震災時における要配慮者の搬送に関する支援について 2 医療依存度の高い在宅療養者の支援体制について 3 福祉救護所の情報交換・連絡体制等について <p>III その他 (報告等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時要配慮者対策事業に対する区の取組状況について
資 料	<p>○災害時要配慮者対策連絡協議会 第一部会・第二部会員名簿</p> <p>資料 1 災害時要配慮者の支援のための行動指針<安否確認・搬送編> (案)</p> <p>資料 2 医療依存度の高い在宅療養者の支援について</p> <p>資料 3 災害時要配慮者対策事業に対する区の取組状況(平成 28 年度)</p> <p>参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉救護所の開設及び運営に関する協定【雛形】 ・～妊娠中の方、赤ちゃんがいるご家族の方へ～ 知っておきたい! 「災害への備え」【妊産婦啓発用リーフレット】

座長	<p>皆さん、おはようございます。 改めまして、新年明けましておめでとうございます。</p> <p>さて、阪神・淡路から22年たったということで、ことしの1月17日ごろのテレビや新聞で、平成7年の1月17日の震災の当日に生まれたお子さんたちの、22歳になった彼や彼女の生き方を取り上げておりましたけども、震災の経験乗り越えて、いろいろ苦しいことがあったんだろうと思いますけども、希望を失わずにそれぞれの分野で活躍しようという志を抱いて頑張っている。阪神・淡路——皆さんもあの朝、どこかの場所で、杉並区も結構揺れましたので、結構記憶があるんじゃないかと思いますが。</p> <p>一方、東日本大震災からはもうすぐ6年目になるわけですが、私が非常にショックだったのは、NHKが1月9日にNHKスペシャルで特集したんですけども、杉並区と福島県南相馬市は災害時援助協定を結んで、発災時から非常にいろんな方面で、南相馬市の、各方面の職員を派遣したりもしていますし、支援をしているわけですが、南相馬市に、原発が一番近いところで、小高区というところがあるんですね。鹿島区というのが一番北側にあって、真ん中に原町区があって、そして小高区というのが原発が一番近いところなんですけども、その出身の方で東京に避難されている方が昨年自殺したということで、そういう事実等を取り上げて、福島県がよく、昨年、一昨年からその被災者の自殺が非常にふえていると。SMRという指標であらわされるそうですけれども、被災者の間で非常に、その東日本大震災の震災のときに生き延びても、その後、いろいろなご苦労があって、希望をどうしても見出せずに、特に小高区の場合はなかなか原発の影響があつてなかなか帰れないという、そういった状況の中で、東京のアパートで自殺されたというような、そういった報道がドキュメンタリーでありましたけども、この我々が今検討している災害時要配慮者の対策につきましても、こつこつ地道に一步ずつやるしかないわけですが、実際に震災が起きれば、いろんな方面でいろいろな影響が出て、それも短期間で対応できるものもあれば、非常に長期にわたって影響を受けるものもあるんだなということを、つくづくことしに入ってから考えております。</p> <p>きょうは皆さんのお手元にある「災害時要配慮者の支援のための行動指針」を、ことしの3月にぜひ策定したいという区の意向もありますので、それに沿ってきょうは検討してまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞ、皆さんから忌憚のないご意見を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>じゃあ、事務局のほうから、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>皆さん、おはようございます。まずは、私、ちょっとタイミング的に遅くなってしまったんですけども、昨年9月に前任の浅川の後任として文化・交流課から異動してまいりました、宮城と申します。今後この協議会及び第一部会、第二部会の事務局を務めさせていただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
座長	<p>よろしくお願いいたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは、議題に沿って説明をよろしく申し上げます。</p> <p>はい。それでは、議題の1、震災時における要配慮者の搬送に関する支援についてということで、先ほど座長のほうからお話がありました行動指針、これを、昨年8月に行われました第1回目の部会で皆様からいただいたご意見、そういったものを反映した上で本日お示しさせていただいております。資料1をごらんください。主に修正点を中心に私のほうからご説明させていただきますので、またそれに対して皆様からご意見を頂戴できればと思っております。</p> <p>それでは、1枚めくっていただいて、1ページ目のこの指針の策定の趣旨等は、「てにをは」を直したただけですので、割愛させていただきます。</p> <p>2ページ目の「はじめに」というところで、上から7行目、アンダーラインを引いてあるところが前回お示しした素案からの修正点でございます。たすけあいネットワークが9,300名を超えて、「災害時の救援を求めている」という部分ですが、前回の素案では「支援が必要となる」という表現をしていたんですけれども、区民自体がその救援を求めるという表現にしたほうがよいのではないかとご意見いただきましたので、修正させていただきました。以下の内容については前回の素案どおりでございます。</p> <p>引き続きまして、3ページ目、3、災害が発生した場合ということで、まず災害時要配慮者ということで、(1)という形で、次の震災救援所の役割、ここに(2)という形で、番号を添えて整理させていただきました。それから、(1)の災害時要配慮者の③、「自宅以外の病院又は親族宅などに自主的に避難した場合、「(仮称)安否確認連絡シール」を貼るなどして」という文言を追加させていただきました。これは、前回の素案では、ただ避難先を、介護従事者、訪問看護事業者などに連絡するという表現だったんですけれども、どういうふうに連絡するのか、またそれぞれの事業所に居場所を連絡するのは難しいのではないかとご意見ございましたので、次ページ、4ページ目に記載してございます安否確認連絡シールというものを、本人、災害時要配慮者本人も活用できるようにしたほうがよいのではないかと事務局のほうで考えまして、シールの表現、それを修正してございます。</p> <p>上のほうに安否確認連絡シールというものを見本として提示してございますけれども、席上に前回お示ししたシールの見本をお配りしてございますが、「済」だけじゃわからない。何が済みなのかと。あと、内容的に足りない部分もあるということで、自主的に避難した方なんかも使えるように、避難先というものを記入できるようにいたしました。ただ、これに関しては、避難先を記入してしまうと、空き巣という問題もございまして、どう表示したらよいかを皆様にご意見を頂戴できればと思っております。</p> <p>引き続きまして、4ページ目、その安否確認連絡シールの見本の横に救急情報キットの見本、これの写真も追加させていただきました。それから文中ですね。③-2、これに関しては言い回しや表現がわかりづらいところに関しての修正なので、割愛させていただきます。</p> <p>④「要配慮者を自宅から震災救援所へ搬送を行う場合は、避難先での支援に役立つため「救急情報キット」をあわせて持っていくようにします」ということで、この「救急情報キット」という文言が、前回お示しし</p>
------------	--

た素案では「個別避難支援プラン」という文言になっておりましたけれども、個別避難支援プランは、この救急情報キットの中に入れて冷蔵庫に格納されておりますので、キットごと持っていく形にしたほうが現実的ではないかということで、修正させていただきました。

それから、⑤の「発災時における安否確認及び避難支援にあたっては、「単独行動」それから「火災発生区域の侵入」等の危険を伴う行動は控える」という文章ですけれども、ここに「夜間の活動」というものが前回の素案では入っておりました。これは夜間発災も十分考えられますので、ないほうがよいのではということで、削除させていただきました。

引き続きまして、5ページ目をごらんください。(3)の第二次救援所の役割ということで、四角の下の①ですね。「第二次救援所となる地域区民センターには、多数の中規模の部屋や誰でもトイレがあること」などから、ここに「音に敏感で」というような表現も入っていたりとか、あと「一般者用トイレの使用ができない要配慮者」というような表現になっておりましたが、ちょっと表現が紛らわしいということなので、「音に敏感で」という言葉を削除し、「トイレの使用が困難な」という表現に修正させていただきました。あと、その後引き続き、「また、授乳中の乳幼児やその保護者などの利用にも適しています」という限定だったんですけれども、限定的な言い回しではなくて、「特別な配慮が必要な方」という表現を追記させていただきました。

それから②、第二次救援所の説明ですけれども、2行目から、「自力か家族等の支援により避難生活が可能な要配慮者で、震災救援所から搬送されてくる方の利用とします」という文章ですが、これはこの「震災救援所から搬送されてくる方」という表現は前回は含まれていなかったんですけれども、第二次救援所やその下の福祉救援所に直接行ってもいいような形でとられるのではないかということで、福祉救援所のほうの文章も含めて、まずは震災救援所に避難していただく。その後、第二次救援所や福祉救援所に特別な配慮が必要な方は搬送するという形になりますので、そういった形の位置づけにするための文言として整理させていただきました。

それから、(4)福祉救援所の役割のその四角の中の③なんですけれども、「福祉救援所の閉鎖時機については、」という、文章ですが、前回の素案では「福祉救援所が業務を再開する」というような表現になっていたんですけれども、救援所は福祉施設でございますので、当然、業務は継続していなければならないということで、その表現はちょっとおかしいんじゃないかというご意見がございましたので、単純に救援所を閉鎖する時期というような形で整理させていただきました。

その四角の下の②、「福祉救援所への避難は、高齢者や障害者等のうち、専門的な支援が必要な方で震災救援所や第二次救援所から搬送されてくる方」という文章ですが、先ほどの第二次救援所の説明と同じように、直接福祉救援所に行くのではなくて、そういったところから搬送されてくるのが一般的な流れだということで、こういった表現を追加させていただきました。

引き続きまして、6ページ目、(5)の民間事業者の役割ということで、四角の中ですが、①「本来業務の一環として事業所利用者の安否を確認した場合、可能な限り事業所の近隣の震災救援所に情報の提供を行う」という

<p>座長</p>	<p>文章で、この「事業所の」という言葉が入ってなくて、どこの近隣なのかというご意見がございましたので、その事業所の近隣の震災救援所に情報提供を行うということで整理をさせていただきました。</p> <p>その四角の下の①、「介護保険サービス事業者や障害福祉サービス事業者などの民間事業者は、」という文章ですが、前回の素案ではいきなり「民間事業者は」から始まっていたんですけども、どういった事業者を想定しているのかというようなご意見がございましたので、このような説明書きを加えさせていただきました。</p> <p>それから、その下の③ですが、この文章はそっくりそのまま追加したんですけども、区外の要配慮者がもし逃げてきた場合、そういった利用者も多分抱えていらっしゃる事業所もあると思いますので、その方についてはどうするのかというようなご意見がございましたので、震災救援所を経由してその要配慮者の居住する自治体に連絡してもらうということで、その文章を追加させていただきました。</p> <p>引き続きまして、7ページ目、(6)区の役割ということで、その四角の中の④、要配慮者の安否確認結果については区の職員が要配慮者システムを使用して情報の提供をするという文章ですが、前回の素案では入っていませんでしたんですけども、誰がその操作をするのかというようなご意見もございましたので、「区職員が」という文言を追加させていただきました。</p> <p>本文に関する修正点は以上でございます。</p> <p>最後に8ページ、9ページ目に用語解説を今回つけさせていただきました。今発行している「平常時の備え・安否確認編」でも最終ページに用語解説をつけておりますので、今回の指針にも用語解説をつけたいと思っております。その中に緊急医療救護所の説明であるとか、そういったものは新規で加えてございます。あと先ほどの安否確認連絡シールの説明ですが、本人が自主的に避難する場合の連絡にも使えるというような言葉を足したりしております。あと、最終ページの避難行動要支援者名簿の説明書き。これは、前回の部会で、避難行動要支援者という者はどういった者を指すのかというようなご意見もございましたので、細かく、杉並区での抽出対象が要介護の方とか、各種障害の手帳をお持ちの方というような説明書きを加えたものとして、今回お示ししてございます。</p> <p>以上が前回の指針からの主な修正点でございます。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、今、行動指針の修正された案について、一通り修正箇所を中心に事務局のほうから説明をしていただきましたが、まず、資料1のこの災害時要配慮者の支援のための行動指針、今の説明、あるいはそれ以外の箇所でも、改めて質問あるいは意見があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>ちょっと私のほうで基礎的な数字のことを聞きたいんですけど、2ページに、「はじめに」というところのその前書きのところですね。「ネットワーク制度開始時の平成19年12月には1,523名だった登録者も平成28年6月には約9,300名を超え、災害時の救援を求めている区民の方も着実に増加しています」ということなんですけど、数字についてはこれまでもいろんな意見があるんですけども、母数というか、用語の解説で言うと、最後の</p>
-----------	---

事務局	<p>9ページにある「避難行動要支援者名簿」の、介護保険認定者で要介護1から5、身体障害者手帳の1級から3級、愛の手帳の1から3度、精神障害者保健福祉手帳の1から3級、難病患者、その他希望者というようなこの対象者というのはどのぐらいいるんですか。</p> <p>はい。これは別の説明で使うものなんですけど、資料2に昨年末の登録者数を掲載してございます。その1番の区内の避難行動要支援者、12月末、28日現在で2万6,758名で、たすけあいネットワークの登録者が8,868名。これは12月末現在なので、亡くなられた方とかがおりますので、ちょっと減っているという状況でございます。</p>
座長	<p>大体3割ぐらいがこの対象者になると。まあ、なっているということ。そう理解してよろしいですか。</p>
事務局	<p>はい、そうですね。</p>
座長	<p>はい。ありがとうございました。 何か、ご質問はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>よろしいですか。先日、僕、朝、ラジオ体操をやっているんですけど、つえをついて来るおばあさんがいるんですよ。で、そのおばあさんはひとり住まいで、年齢は多分八十五、六だと思っんですけども、今までお医者さんにかかったことがないと言うんです。そうすると、（避難行動要支援者名簿掲載の対象から）外れますよね、そういう方というのは。</p>
座長	<p>外れますね。外れます。</p>
委員	<p>そういう方が、ラジオ体操で75歳以上の方が、約50名から——登録は60名ぐらいなんですけど、少なくとも60分の1はいたということですよ。そうすると、ここに出てこない数字の方がもしかしたらいる可能性というのは十分考えられるんじゃないかなと思うんですけど、そういう人たちのカウントというんですかね、見つけ出し方を含めて、どのぐらいの数があるのかという把握はされているんでしょうか。</p>
事務局	<p>正確にはできていないというのが実情でして、今、委員がおっしゃられたように、健康な独居の高齢者ですね。こういった方々をどう啓発して登録に進めていくのかというのが課題になっていると事務局としても認識しています。</p> <p>なので、昨年も何回かふれあいの家とかそういったところで、このたすけあいネットワークの説明をしていただきたいという要望がありましてお伺いしたんですけども、出張講座ではないんですけど、そういったこととか、あと、おたっしや訪問の来年度の配付するものの中に、たすけあいネットワークのチラシ、これを入れてもらうような形で今考えております。そういったことで、そういった方々を少しでも拾えたら事務局としては考えています。</p>

座長	<p>私の、これはもう個人的な見解も含めて言いますと、やっぱり助けてほしいという意思表示のきちんとしている方をこの要配慮者の支援というのは、まず第一義的には、助けてほしいという本人の意思表示があるかどうかと。ここをやっぱり、ひとつ……</p>
委員	<p>そうですね。</p>
座長	<p>ええ。それで登録されている方が約3割なんですね。</p>
委員	<p>はい。そうですね。</p>
座長	<p>残りの約7割ぐらいの人というのは、いろんな、それぞれの状況が違うと思うんですけども、区のほうはどう考えているか、いつもこれ、議論になるんですが、このたすけあいネットワークに登録を勧奨する。で、その目標数値というのは、今3割しかないわけですから、それは5割なのか10割——10割というのは不可能ですね。それが何%ぐらいをその目標数値にするのかというのは、結構いつもこの会で議論になるんですけども。 いずれにしても、本人が震災が起きたときに助けてほしいんだ、救援を求めると、こういう人を対象にするという考え方だと思うんですね。</p>
委員	<p>ただ、そのおばあさんは明らかに助けてほしいんですよ。つえをついて来るわけですから、要援護者になっているんですかと言ったら、なっていないと言うんですね。どうしてですかと言ったら、何にもわからないと言うんですよ。どうすればいいのかわからない。そういう話を聞いたので、うちの町会じゃないんですけど、民生委員を通して、その町会の民生委員の人に、つえをついて歩いてるぐらいですから、お医者さんに行けば何らかの形で処理というか、済むんだらうから、紹介して1回医者に行ってもらって、そこで何とかしてもらったほうがいいですよという話はしたんですけども、要するに八十幾つ過ぎて自分からそういうところに行くということがなかなかできない方も実際にいるんだという。</p>
座長	<p>そうですね。そういう方を、今、事務局のほうでもいろんな形でというか、いろんな場面でそういう方を勧奨していきたいと。まあ、毎年しているんですけどね。でも、やっぱり勧奨するにしても、限界があると思うんですね。だから、民生委員の先生方には本当に大変なご苦勞をされていると思いますけれども、地域のことを、一番その地区のことをご存じなのはそれぞれの民生委員の先生方が一番把握しているはずなんですね、私に言わせると。だから、ある意味、町会の会長さんや自治会の会長さん、あるいは民生委員の方たちがそういう連携をしながら、そういった情報をうまくキャッチして、そういった人にもきめ細かく勧奨していくしかないかなというふうに思っているんですけど。</p>
委員	<p>今、宮城さんが言われたとおり、安心おたっしや訪問という、これはもう6年になるんですが、ちょうど東日本大震災が起こった年から始まった</p>

事務局	<p>んです。比較的元気な方のところに、お邪魔するんです。お元気ですかというふうにね。ケア24（地域包括支援センター）のほうは、もうちょっと健康じゃない方というか。</p> <p>今回、6年間やってきた中で、今言ったこの地域のたすけあいネットワークの登録のお話をしなさいという話はしていないと思います。だから、今回初めて、ことしやるという、今初めて聞いたんですが……</p>
委員	<p>そうですね。はい。</p> <p>まあ、それはいいことだと思うんです。</p> <p>ただ、お元気な方でも、どこかでそのチラシを見て、それからまた民生委員に尋ねたのか区に尋ねたかわかりませんが、こんなことでひとり住まいで心配しているんですからという話で、登録されている方も何人かはいるんですけども、そんな多くはないと思います。ほとんどがこの、さっき話が出てきた2万6,000人という。ことしも、この対象者に対しての、登録されていない方の1万5,000人に対しては、もうそろそろ勧奨するという話ですよ。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>
委員	<p>話ですから。だから、そういうPRもしなきゃいけないんじゃないかと思いますね。今、委員が言われたとおりだと思いますけど。</p> <p>で、割合、要介護という話とか要支援とかという話——要支援は、これ、勧奨には入っていないんですけども、この方々は、なかなか介護認定を受けようとならない人もいますよね。要は、世話になりたくないというのでね。僕が、もしかしたら要介護1になり得ますよと言っても、私は元気だからひとりでやりますという人もいますので、さまざまですからね。ことしそういうふうにチラシを入れるということであれば、少しは進むと思います。そんな状況です。</p>
座長	<p>はい。どうもありがとうございました。</p> <p>ほかにいかがですかね。この行動指針、この部会自体が年に2回という、非常にインターバルが長いので、それで前回何をやったかというのは私も余り記憶が定かではないんですけども、事務局の説明にありましたように修正を加えているということなんですが、特に、席上に配付してありますその安否確認連絡シールについては、空き巣とか震災時にそういった盗難なども発生するということが実際にあるわけですから、そういうことも配慮した上でこの安否確認連絡シールというのをやりたいということで、また修正案が出てきているわけですけども、ほかにも幾つかあるんですが、いかがでしょう。</p>
委員	<p>疑問点などは、特にはないです。実際に我々が受け入れる場合になったときに、うちの施設で働いている職員にどのような対応が必要かというところを説明していかなければいけないんですけど、まだその具体的などころが固まっていなかったんで、十分な説明ができていない状況なんですけど</p>

	<p>ども、この段階で可能な限りの対応はしていくべきだということと、あとは震災救援所から依頼があった人だけ受け入れるということというのを明確に言えるかなと。恐らく依頼がなくてもみずから来てしまう人というのは多数いると思うので、そういう人たちは断るべきだということ言っていないと、受け入れ可能な人数を超えてしまうと、どうしてもほかの人たちにも迷惑がかかってしまうということで、そこは明確に伝えられるかなと思いますので。</p>
座長	<p>そういうことでよろしいわけですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員	<p>そう伝えて、今後対応していきたいと思います。</p>
座長	<p>いかがでしょうか。</p> <p>私がざっと読んだ中で、シールのことはともかく、この震災救援所の役割というところ、かなり具体的な記述がされておまして、例えばこの3ページの(2)の②-1ですね。ここから、前回も同じような記述があったかもしれないんですけども、「各震災救援所の救護・支援部長は、事前に設定された巡回コースを基本に、各チーム3名以上で巡回し、要配慮者への安否確認を行うよう指示します」と。これは行動指針ですから、基本的には各震災救援所で、こういう指針に沿って——まあ、自主的な指針をつくる、マニュアルをつくる場所もあるかもしれませんが、これに沿ってやるということになるんですが。</p> <p>また、4ページに、③の枝番号の1なんですけど、「救護・支援部長は救援状況に基づき「救助・搬送班」を編成します」と。その枝番の2のところで、「救護・支援部長は、搬送先を振り分け、「救助・搬送班」に指示します」と。非常に役割が重要ですよね、救護・支援部長。もう震災救援所で、組織の中に救護・支援部は当然あって、こういった役割については認識されていると思いますし、また震災救援所によっては既にこういう指針と同じような訓練とかシミュレーションをされて、実際の訓練もやっていたらしゃるのではないかと思います。結構、救護・支援部あるいは救護・支援部長が非常に重要なんだなと改めて思うわけなんですけど、この辺についてどうでしょうかね。</p>
委員	<p>非常に反省する部分がありますね。行動指針というのは、こういう黄色いやつでしょ。これが一番新しいんですかね。</p>
事務局	<p>ええ。26年5月に設定して、これが一番最近の冊子です。</p>
委員	<p>26年の5月。これ、そうなんですけど、救護・支援部というのは、ほかの震災所はわからない。私のところは、四宮小学校ではわかるんですけども、私が部長をやっているんです。</p> <p>だから、いろいろ大変だなと思う。発災して、首都直下、もう混乱している中で、これをやらなきゃいけないと。民生委員になって6年ですが、</p>

座長	<p>なったときはこんなことは何にも知らなかった。で、いつの間にか救護・支援部長になっていたんですね。</p> <p>私の地区の、下井草地区の民生委員の協議会があるんですけども、そこでも時々話が出るんですが、震災救援所は、5カ所あるんですね、下井草地区の民生委員が担当している救援所が。安否確認とかは全部民生委員がやってくれると思っているんです。とてもじゃないけど、ほとんど女性ですから。か弱い女性がその安否確認できるか。ただ、こういうマニュアルがありますよね、標準マニュアルというのが。しばらくして、何年か前にこの救護・支援部活動マニュアルというのがあります。東日本大震災のときは私はわからなかったんですけども、一応電話をかけて安否確認はとったんですよ。東北みたいな、あんな感じじゃありませんでしたから、しばらくしたら電話がかかったんですけども、もちろん行って確認をするんじゃないで、まず電話で。電話が通じるのであれば、電話。ただ、首都直下が起こったらどうなるかわかりませんから、電話がだめになる、ケータイもだめになるかもわかりませんが、現場まで行かなきゃいけない。そういうことを民生委員が全部やりますよというんじゃないで、救援所に集まってきた方と一緒に班をつくって行くというマニュアルになっているわけですよ。</p> <p>だから、1回、去年は民生委員の実務研修というのがありまして、この地域のたすけあいネットワークの概要を話していただいたんですけども、この、特に救護支援部は民生委員の方が多くなっていると思うんですよ。だから、そこら辺のところをもう一回、民生委員の——部長がみんな民生委員かどうかは私わかりませんが、たまたま四宮小が私が部長になっているのでね。どういう役目でどういうことをやるんだという徹底を、マニュアルをつくるだけじゃなくて、実際に携わっている、その救援所任せじゃなくて、民生委員が多いのであれば民生委員の会議の中で1回やってもらいたいなという感じは、今回見ている、そう思いました。</p> <p>私も同感ですけども、震災救援所65カ所、何百カ所もあるわけじゃないんですね。杉並区は、東西南北、ある程度圏域を分割して対応できるわけだから、それぞれの震災救援所で、誰が、どういう立場の人が救護・支援部長をやっているかは、役所は当然把握していると思うんですね。で、その人が、大変失礼だけど、どの程度の力量があって、どういうことができるのかまで役所はわかると思うんです。そのぐらいのことをわかっていないと、防災課長なんて私は務まらないと思うんですね、はっきり言って。</p> <p>だから、例えばですよ、例えばAという震災救援所にはBという救護・支援部長がいらっしゃるけども、この人はもう形式的に、民生委員の何とかという役割をやっているからただ部長をやっているだけだみたいなのは、この際、防災課からある程度間接的にいろんなアドバイスをしていますよ、あくまで自主防災だというふうにしても、これだけのことをやらなきゃいけないと。そういった力量というか、そういったことが本当にできるのかどうかと、これはやっぱり杉並区内を三つか四つぐらいの区域に分けて、救護・支援部長についてはきちんと対応していただきたいなと思うんですね。研修をしてみるとか。きめ細かくやらないと、実際にこのとおりにできないんですよ。</p>
----	--

<p>防災課長</p>	<p>やっぱり四宮小はそういう、あるいは馬橋小のところもきちんとした部長さんがいらっしゃるかもしれない。ひょっとしたら65カ所全部そういった部長がいるのかもしれないけれども、改めて、行動指針を今年度策定したら、それに基づいて救護・支援部長の役割、そういったのを中心にした研修なり、そういうことをきちっとやってほしいなと思いますけど、防災課長、どうですか。</p> <p>今、委員が言われた震災救援所の標準マニュアルというのは27年の4月に、5月ですかね、新しく女性の視点を入れたということで作りました、各震災救援所で、マニュアルを持っているところと、ないところにつきましても、その標準マニュアルに基づいて見直しをしてくださいという形をさせていただいています。</p> <p>それで、27年からHUG訓練（避難所運営ゲーム）をまずやっていただいて、まず震災救援所の運営をどうするんだと、皆さんで意識を高めて、実態はどうだろうかということを確認してくださいということをお願いしまして、今年度28年度はHUG訓練に加えて震災救援所の立ち上げ訓練をやってくださいという話を今やっています、65カ所のうち54カ所の震災救援所で立ち上げ訓練を何かしらやっていただいている中で、当然、今、座長が言われた中で、こういった行動指針はありますけども、同じように安否確認をどうしなきゃいけないかということをご皆さんわかりつつありますので、これについては再度、ことし5月の会長・所長会の中で周知させていただこうと考えてございます。</p> <p>あと委員が言われたように、部長さんが全部全てやるわけにはいかないので、私どもは人間ですので、起きていても3日間が限度ですので、当然それ以降は避難された方が、中で元気な方っていらっしゃるし、また、高円寺中学校なんかは、井草中もそうですかね、中学生レスキューを活用して、民生委員さん、または一緒に安否確認に行くという形で、震災救援所に来た方をうまく使っていくということを各震災救援所の中で工夫してやっていただきたいと思います。</p>
<p>座長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>いずれにしても、この行動指針を今回3月に改めて策定するわけですから、これに基づいて具体的にきちんと、それぞれの役割が発揮できるように、区のほうでもフォローしてもらいたいなというふうに思います。</p> <p>どうぞ、どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>町会連合会で毎月1回常任理事会をやっておるわけですが、その中で、震災救援所についてということで、ちょっと取り沙汰をしてみました。そうしましたら、非常にばらつきがあるんですね。今のお話は全部一定のレベルの、上の方の震災救援所のお話なので、そこまでいっていない震災救援所はたくさんあります。その辺をどう底上げしていくかということは非常に重要なポイントじゃないかなと思います。</p> <p>それと関連したことでお話し申し上げたいんですが、糸魚川でこの間150軒近い火災がありました。相当な数が燃えたわけですが、その中に要配慮者の方もいらしたはずなんですね。その方の犠牲が全く出な</p>

<p>防災課長</p>	<p>かったということはすごい。これは我々もそれを検証して、自分たちの震災救援所の中で生かしていかなきゃまずいのではないかと思っておりますが、区のほうではそれをどう捉えているのか、お聞きしたいんですけど。</p> <p>今、委員がおっしゃったとおり、あれだけ、4万平方というのは、大体桃井原っぱ公園が同じような広さですので、1軒の火災からあれだけ燃えてしまって、実は、不幸中の幸いというか、亡くなった方は誰もいなかったということで、けがされた方のほとんどは消防関係の方ですので、本当に市民の方は二、三名程度がけがされたというのを聞いています。</p> <p>その中で、やはり地域のきずなというか、ふだんから顔の見える関係を築いていたのではないかなと感じているところでございますので、そこが、ふだんから顔の見える関係を築いて、ああ、あそこ、どこどこはおばあちゃんがいるよ、おじいちゃんがいるよとか、ちょっと足のぐあいが悪い方がいらっしゃるとかということを皆さんがわかっている、それで避難される時は一緒に声をかけていくとか、そういうことが重要だ考えていますので、地域のネットワークもそうですけども、向こう三軒両隣じゃないですけど、顔の見える関係を、何とか、区としても支援していけたらいいなと感じているところです。</p>
<p>座長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員がいらっしゃる前であれなんですけど、町会とか自治会の持っている役割というのは、地域のコミュニティ力を、地域力というのは町会が支えているわけですよ。だからそれを支援していくのは、それは行政の役割なんです。だからそこがきちんとできていないと、それを町会任せで、みんなやってよ、みたいに言われても、やっぱりいろんな町会がありますから。だから、それは、なかなか同じようにはいかない。</p> <p>そういう意味で、今いろいろお話がありました、その火災の場合、大火災の場合もそうですけども、やっぱり町会と行政がうまく、意思疎通を図りながら、そういった、町会は町会で自分の地区班とかその班ごとに、いろいろな住民の状況を皆さんよくご存じなわけだから、そういった町会をこういう災害時には非常に役割が大きいということで、改めて先日の大火災でも思いましたけども、どうでしょうか、課長としては。</p>
<p>地域課長</p>	<p>委員が先ほどおっしゃられましたけど、杉並区の町会連合会の常任理事会でもいろいろと、町会自体が本当にいろいろな役割を担っているわけですね。本当にこの災害以外でも、それこそ清掃でも何でも、いろんなところで町会の方々の役割って、大きなところがあります。でも、やっぱり皆さん一番心配なのは安心・安全という、防災のことなんですよね。</p> <p>震災救援所の代表ということできょうは皆さんいらっしゃっている方が多いんですが、ほとんど町会の代表の方です。それ以外にも、それこそいろんな形での、防災にかかわるいろいろな防災市民組織もあり、いろんな活動があるんですね。そこに町会の役員の方がそれぞれかかわっていて、重複していろんな形でかかわっているというのが実態です。</p> <p>先ほど民生委員の方がいろんな役割を担ってくださっているというお話もありましたけれど、民生委員さんをやりながら町会長をやっているとい</p>

	<p>う方もいろいろなところでいらっしゃいます。だから、皆さん自分の役割が分散しちゃって、すごく重たい役割を1人の人にいろんな形でかかっているというのが実態になっておりますから、そういったことをなるべく1人が1役ぐらいにしていけないと、実際本当に発災したときに動けるのかというのが皆さんの不安でもあります。そういったことをきちんと整理をしていけないと区としてはいけないのではないかと思いますし、そのためにはお若い方の加入ということを進めていきませんと、本当に地域の力がきちんとついていかないということがありますので、地域課としましては、とにかく町会がきちんと機能できるように、もういろんな世代の方が皆さんかかわってくださるような方策をしていくにはどうしたらいいかということに知恵を絞っているところでございますけど、特に防災には力を入れなきゃと思っているところでございます。</p>
委員	<p>よろしくをお願いします。</p>
座長	<p>この、旧シールはこういうマル済だったんですけども、今回、4ページに、仮で「安否確認連絡シール」というのを記載してありますが、事務局としてはこういう案でどうかということですけど、ごらんになって、どうですかね。これは確かに、何が済なのかというのが言われてみると確かにそうだなという感じがするんですが。大きさは、これ、4ページの記載されているものが大体実物大ですか。</p>
事務局	<p>そうですね。大体これぐらいの大きさか、もう少し大きいぐらいのイメージです。先ほども説明しましたとおり、ご本人が自主的に避難した場合も貼って、自分の居場所を知らせることもできる。</p>
座長	<p>ご本人が貼る。そのときはご本人が貼る。</p>
事務局	<p>ええ。あと、最初に安否確認をした事業者や震災救援所の所員が、後から来た人に知らせることに使えるようにしたいと思っています。</p>
座長	<p>いかがでしょうか。このシールの案なんですけど。</p>
委員	<p>シールそのものは多分いいと思うんですよね。ないと、困る。 ちょっと気になっているのは、ちょっと戻っちゃいますけど…… 「搬送」という言葉が相当出てくるんですけど、この間、天沼小学校の震災救援所で搬送の訓練をして、天沼小というのは1階に教室がないんですよ。そうすると、ストレッチャーとか例えば担架に乗せて、人を2階に運ばなくちゃいけないといったときに、重たくてやめたと。搬送できなかったということなんです。そうすると、震災救援所のあり方そのもの、1階に教室がない場合、じゃあどうするんだと。学校の中で搬送ができないのに、震災救援所に来た方が第二次救援所、福祉救援所に実際に搬送ができるのかどうかという問題が一つ残っている。 先ほど課長が言ったように、中学生のレスキュー隊というのが本当に機能するのであれば、通常の震災救援所するときにもシステムとして、1年生</p>

	<p>はともかく、二、三年生でもシステムの中に組み入れていただきたいなという、訓練の中に。そのためには、日程の問題とか時間の問題とか曜日の問題とか、いろいろ出てくるんだろうとは思いますが、今、口だけで言っていると、いつまでたっても中学生の参加というのは二、三名。来ても、せいぜい3名、4名。そうじゃなくて、震災救援所の中にちゃんとした役割を持たせてもらうという方向性をどこかで示してもらおうと随分違うのかなという感じがします。</p>
防災課長	<p>そうですね。中学生レスキューですから、自分の学校の震災救援所には訓練等は参加されているんですけども、また隣接、近いところの小学校にも行くようになってきていますけども、実際、自分のところ以外の救援所へ行くというのが、そんなに全てが、小学校のほうに中学生レスキューが行っているかという、そうでもないかなと思っていますので、今後、それは課題として、やっていければと思っています。</p>
座長	<p>中学生レスキューが設置されている中学校というのは、どのぐらいあるんですか。</p>
防災課長	<p>全てです。</p>
座長	<p>全てある。ああ。大したもんだね。ということだそうなので。ほかにいかがでしょうか。特に、この安否確認連絡シールについては、皆さんご賛同いただければこういう案で、まあいいかなと思いますけど、どうでしょうか。</p>
委員	<p>はい。今までの経過については了解なんですけども、一つだけ、連合会でも災害対策会議を開いていて、その中で問題となったのは、安否確認をいろんなところでやって、その結果を区役所のGIS（地理空間情報システム）に集中するという形になっていますよね。で、GISを試したことがあるのかどうか。それが実際に有効に活用できるように今できているのかどうかというのを確認してほしいというふうに言われたんですよ。</p> <p>それから、もう一つ障害者団体連合会で、今、区役所に要望しているのは、この区役所に階段を上りおりできる、何ですか、キャタピラーみたいな。あるじゃないですか、あの運ぶ機械（階段昇降機）。100万円ぐらいするらしいんですね、上ることができるのは、おりのだけだと50万円ぐらいらしいんですけども、それを一つ、区役所に備品として用意してほしいと。もし区役所ですぐエレベーターが戻ってあれだったら、ほかのところにも貸し出すこともできるんじゃないかということで、区長に対してそのGIS（と一緒に申し入れを）をちゃんと、ね、あしたもし起きたときに有効に機能できるのかどうかをチェックしておいてほしいということとか、あと今言った、もし9階に車椅子の人がいたときにエレベーターがとまったら、1階までおろさなきゃいけないわけですよ。ごたごたみんながしているときに、4人とか5人で階段を9階から1階までおろすというのは、かなり難しいんじゃないかと思うんですよ。それで、そういうような要望——さっき学校が2階にあるという話がありましたけれども、そうい</p>

	うところでも、区に対して何らかの対策を要望していったほうがいいんじゃないかなと思います。
座長	はい。今、2点、ご意見、要望がありました。
防災課長	1点目、GISのほうです。これは、実際、区の職員のほうの中で、各震災救援所と、こちら災害対策本部としての通信訓練というかそういうことは今やっていますので、これをまたどんどん拡大して、精度を上げていきたいなと思っています。
座長	2点目はどうですか。
防災課長	2点目については、庁内管理、庁舎管理とかがありますので、そうした所管になってくると思いますので、今、多分検討しているんだろうと。回答は今考えていると思いますので、それはお待ちになっていただければ。
座長	要望を出されたわけですね。
委員	そうです。
座長	ああ。区長宛てに要望を出された。
委員	1月の初めかな……
座長	ああ、なるほど。
委員	区長に対して、ほかにも救援所の問題とかを出しましたけれども。今の関連で言うと、せっかくみんなが集めた情報が区役所に集中したのに、それが使われないというのはもったいないことだと思うので、今、でも、ちゃんと実験して、今の段階では有効に機能しているということ。
防災課長	ええ、そうです。
委員	私もみんなに、一応、GISは大丈夫だよというふうに安心して報告ができるので、よかったです。
防災課長	1件、いいですかね。
座長	どうぞ。
防災課長	1件、関連して、5ページのところで、囲みの中の一番上のところの第二次救援所の役割の中で、①のところで「和室、エレベーターがあること」。エレベーターというのが、震災時はエレベーターを使わないでくれという案内をしている中で、この「エレベーター」を消していないというので、「和室など」で、細かい話ですけど、この「エレベーター」という

	<p>文言を消してもらったほうがいいのかなと思っています。</p>
委員	<p>エレベーターがあっても、とまっているかもしれないもんね。</p>
防災課長	<p>そう。これ、動いていても、とまる可能性もあるから。期待させちゃうといけないんで。</p>
座長	<p>消すんですか。この5ページの(3)の枠でくくってある、その1行目の「エレベーター」を消すんですか。</p>
防災課長	<p>ええ。</p>
座長	<p>宮城さん、それでよろしいですか。まあ、それは事務局のほうで調整してもらえればね。</p>
事務局	<p>はい、そうですね。第二次救援所の一番の利点は、個別にいろいろ部屋が分かれていて、そういった静かな環境がいい方とか、そういった方々に配慮できるというところなので、このエレベーターのあるなしは、別に削除しても構わないと思います。</p>
座長	<p>ほかに何か。どうでしょうか。</p>
委員	<p>二次救援所の搬送の件なんですけれども、初めから、例えば介護度4くらいの寝たきりの方がいますね。これを見ると、必ず震災救援所から搬送されてくる方の利用としますとなっていますけれども、初めからそういうことがわかっている方も必ずその救援所へ行くという。行かないと、まずいの。手続上でしょうか。</p>
防災課長	<p>これは他の委員からもよく言われて、震災救援所を通過して、次、二次救援所に行くなということじゃなくて、直接、福祉救援所も含めてですけれども、直接行ったほうがいいんじゃないかということがありますので、建て前上というか、震災救援所から二次救援所に、今現在開設できる状態かどうかとか確認しなきゃいけないですし、どれだけの人が来ているとか、確認しなきゃいけないので、まずは、一旦は震災救援所で受けてという話になってきますけども、ただ、二次救援所が家が近いのにわざわざ離れた震災救援所へ行くというのは、普通じゃあり得ないと思いますので、直接来るということも想定はしなきゃいけないかと思っています。</p>
委員	<p>そうですね。それも有りということ。天候が悪いということも考えられますしね……</p>
防災課長	<p>そうですね。おっしゃるとおり。</p>
委員	<p>そういうのは震災救援所の判断でということよろしいでしょうかね。それと、先ほどの救護・支援部長さんの任務なんですけれども、どこも</p>

座長	<p>民生委員さんは必ず入っていると思うんですね。それは個別避難支援プランとか地域のことがよくわかるということで、皆さん入っていると思うんですけど、だからといって民生委員さんが全部そのときに来れるかということはありませんし。救援所連絡会の人たちが、来た方たちでどなたかそのリーダーを決めてやっていかなきゃいけないことかなと思うんで、部長さんになったからといって、そんなに責任を持たされても困りますし。そういう、こう、何というかな、気持ちでいいんじゃないかなと私は思っています。うちの震災救援所も、みんなでやることだからと、初めから、担当は、一応そういう組織ですので決めますけれども、あくまで来た人がその中でやるということが前提ですということになっております。</p> <p>ありがとうございました。</p>
委員	<p>福祉救援所に直接いらっしゃるという件なんですけども、一番難しいと思うのが、うちの職員も、恐らく直接来られた方は断ることができずに、皆さん引き受けてしまうと思うんですね。そうなったときに、キャパシティーを大幅に超えた人たちを受け入れてしまった場合、全ての人に不利益が生じる、全ての人に十分な支援ができなくなってしまって、結果的に来た方みんなに迷惑がかかるというのが一番よくない結果かなと思うので、基本的には震災救援所に一度行っていただくという、その特例として直接福祉救援所に行くというような、明確な、具体的ないい案は思い浮かばないですけども、過剰な避難者を受け入れなければいけなくなってしまうというのが避けられる方法を考案していただきたいとは思っていますので。断るって、本当に難しいと思うので、職員が。</p>
委員	<p>例えば、震災救援所のほうでその施設が開設されているかどうかということを確認しますよね。それから、例えばうちの震災救援所ですけども、こういう方を搬送しますがどうでしょうかということ、そこでそういうやりとりがあるわけですよね。</p>
委員	<p>そうですね。通信でのやりとりなどがベストかなとは思いますが。</p>
委員	<p>そういう意味で、震災救援所を通してということですよ、きっと、恐らくね。だから、それが……</p>
委員	<p>はい、そうですね。福祉救援所に今現在どれだけの避難者数があるのかということが、リアルタイムで把握できるのかと。それがGISとかで把握できるのかちょっと僕もまだわからないですけど、そういった人数の把握などということをしていただけると。</p>
委員	<p>そうですね。その判断が、震災救援所の人たちも、どのように判断というか、基準がわからないんですけども、多分この人はあっちの震災救援所の中での生活は無理でしょうということ、多分そういう手続になるかと思うんですけども。どのくらい収容ができてとか、例えば何カ所も震災救援所からそういう方が、いらっしゃるわけですよね、恐らく。各震災</p>

委員	<p>救援所で二、三名は。私のところでも、そういう介護度4の人は5名くらいいますので。ですから、そういうところで集まっていくわけですから、状況をやっぱり何でも受け入れるということはいけませんよね、それは。</p> <p>だから、ということなんですけども。 前もって福祉救援所に行かなければいけない人って、大体わかっているじゃないですか。</p>
委員	<p>わかりますよね。</p>
委員	<p>そういう人だけでも、じゃあ、この人はこの福祉救援所に行きますということがわかっているらば……</p>
委員	<p>いいですよ。</p>
委員	<p>福祉救援所のほうでも、地震、まあ、多少何人か、はぐれてきた人はいるかもしれないけれども、要介護が重たい人なんかが来るとかというのが、何人くらい来るんだというのが前もってわかっているらば、対策もとりやすいし。行くほうも、震災救援所、二次救援所を通過せずに、最初から行くことをできる。医療的なケアが必要な人については、ある程度そういうのをやっているんだよね、対策。区のほうでね。あの——何だっけ……</p>
防災課長	<p>酸素。</p>
委員	<p>酸素とかね。やっているんですよ。</p>
座長	<p>資料2にもあるんですけどね。後で……</p>
事務局	<p>議題の2で説明させていただきます。</p>
座長	<p>今、委員からも意見があつたんですけど、ぜひ、区のほうで、そういった意見を踏まえて。</p>
防災課長	<p>私が所管というわけじゃないんですけども、基本的に福祉救援所になっているところには、ふだん通所されている方は多分行きなれているから、そこへ行くんだと思うんですよ。そして、それ以外の方を、近くの方が受け入れるかどうかという話だと思うんですよ。福祉救援所もそんなに数があるわけでもないし、キャパ的にも、夜中であれば多分そんなに受け入れられないと思うんですよ。かといって、区で用意している二次救援所、これは区民センターですけども、箱物はありますけれども、マンパワーがないわけなんですよ。ドクターだとか、または保健師さんだとか、そういったものがないということはわかっていたかと思ってるんですよ。二次救援所については、特別な事情のある方については、一番いいのは、家族の方と一緒に避難していただくのが一番いいのかなと。そこでやっぱりある程度特別な介護が必要な方が二次救援所に来て</p>

	<p>も、部屋はあるけど、人を充てるということはちょっとなかなか難しいというのが現状です。答えになっていないと思うんですけど。</p> <p>ただ、これは課題だと考えていますけども、今後もやはり福祉救援所を実行計画で毎年二つずつという形でふやしていくようになっていますので、これをどんどんふやしていきたいなど。二次救援所という考えは、昔、福祉救援所というのがなかったものですから、二次救援所という名前で作っているんですが、今後、その二次救援所のあり方自体も考えていかなきゃいけないと思っています。</p>
座長	<p>よろしいですか、今、現時点ではこういう。</p>
委員	<p>この前の福島の大震災のときに高井戸地域センターに行ったんですよ。あそこ、第二次救援所が開設されて。でも、いたのが部長と課の職員が二、三人いたか、いないかなんですよね。そこに、その人たちもほかの救援所の——こう、二次救援所というのは、震災救援所のまとめ役でもあるわけですよね。そうですね。</p>
防災課長	<p>そうです。</p>
委員	<p>ですから、そういうことで言っているんであって、地域センターの運営は、来た人を受け入れるとかというような状態にはなっていませんでした。それだったら、もう、二次救援所をなくして、そういうところを物資の支援センターみたいにしたほうがいいかなと、私は前の部長さん、長田さんには言っていたんですけども、なかなか決まらないまま、ずるずると来ていますよね。そういう状態だと思います。</p>
座長	<p>まあ、この行動指針では二次救援所はあるんですよ。で、今後、二次救援所は二次救援所としての役割を担ってもらおうと。福祉救援所は福祉救援所としての役割を担ってもらおう。ただ、書きぶりが、二次救援所については、震災救援所から搬送されてくる方の利用とします。あるいは福祉救援所については、震災救援所や第二次救援所から搬送されてくる方が対象となりますというように、非常にこう、しゃくし定期的な書き方になっている。だから、直接行ったほうが明らかに、その人の状況を見れば、客観的に見ても、そういう人はいるはずだ。だから、こういう書きぶりでもいいのかということが意見としてあるので、事務局のほうでご検討いただきたい。「原則として」を入れるとか、書きぶりについては、検討していただければと思うんですが。</p> <p>いろいろご意見を出していただいたんですが、さっき委員も言われたGISの要配慮者支援システムですか、こう、GISと連動している。これがきちんと機能していくのか、想定どおりに動くのかどうかということが我々素人にはわからないので、何か区の広報とかホームページを使って、学校に配置されているパソコンからこういった要配慮者支援システムに入力すると、こういう情報が上がってきて、それでGISも活用して、こういうふうに要支援者なり要配慮者を支援しますとかサポートしますと。そういうのが目に見える、可視化してもらわないと、こんな、言葉で書いた</p>

	<p>だけで、信じられないですよ。はっきり言って。</p> <p>本当に、これ、発災したときにこのシステムが動くのか。正直言って、それを余り過信していると、大丈夫かなと思ってしまうんですけど。だから、こういうふうになりますよということを見える化してほしいなと思うんですね。この文章を読んだだけでは一体どうなっているのかというのがわからないです、一般の人が読んだだけでは。だから、こういうふうになりますよということを何らかの形で可視化する、見える化する、そういう努力をぜひやってくださいよ。</p>
事務局	はい。
座長	莫大なお金を投資してこのシステムをつくっているわけだから、ぜひお願いしたいなというふうに思います。
事務局	はい。
座長	<p>それでは、一応、大分時間も経過しましたので、行動指針については、この安否確認のシールも含めて、きょういろいろご意見は出ましたけど、これでよしという、了承ということによろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(了承)</p>
座長	はい。じゃあ、資料1については、行動指針案を部会では了承ということにさせていただきます。
事務局	ありがとうございます。
座長	じゃあ、資料2以下の説明をお願いします。
事務局	<p>はい。それでは、引き続きまして、議題の2、医療依存度の高い在宅療養者の支援体制にということで、資料2をごらんください。</p> <p>この議題なんですけれども、第1回の8月に開催した部会で、今年度の課題ということでお示しして、今回のこの部会で取り上げることにしていることから、議題に含めさせていただいた次第です。</p> <p>現在の状況なんですけれども、1のたすけあいネットワーク登録者の状況につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>2番、その登録者8,868名のうち医療機器等を使っている方々が今現在どの程度いるかというのが、①から④までで記載しているものでございます。お一人で複数の機器を使っている方も中にはいらっしゃいますので、これは延べの人数としてお考えいただければと思います。それぞれの機械を使っている方々が、災害が起こったときにはどういったところに留意しなければならないのかということもあわせて記載してございますけれども、酸素吸入装置を使っている方については、酸素ポンベの予備、またはその電源の確保。あと、在宅人工呼吸器を使っている方に関しては、電源の確保。透析液加温機が使われている方につきましては、同じく電源の確</p>

	<p>保と、食事の配慮。それから、電気式痰吸引器を使われている方には、同じく電源の確保が必要になってくるということが想定されます。</p> <p>3の区の現在の対応状況ですが、主管は健康推進課になるんですけども、今年度予算化されまして、酸素ボンベと、上記の医療機器等の充電にも使える小型発電機と、あと足踏み式の痰吸引器を購入して、保健センターの3カ所、荻窪・高井戸・高円寺、それぞれにストックをしていくという形で対応する予定になってございます。</p> <p>災害が起こったときには、2番の医療機器等を使っている方々に、必要に応じてその機器の貸し出しを行ったりとか、あと電源が不足している方にはバッテリーへの充電等を行っていくということを想定しています。あくまでも、保健センターは避難所ではございませんので、受け入れまではできないんですけども、必要に応じて、そういう機器の貸し出しや充電等、そういったことで支援を行っていくというふうに今後考えているということでございます。</p> <p>今後の課題ですけども、それらの機器をストックしているということをお区民の方々にもPR・啓発していかなければいけませんし、あと災害が起こったときには、保健センターまでどういう方法で医療機器を持っている方々を搬送するかとか、機器の貸し出しやバッテリーの充電をどういう流れで行っていくか、センターでのルール決め。そういったことが課題となっているところでございます。この2番の方々については、個別避難支援プランが作成されているわけですけども、必要に応じて、センターに行こうという機器を借りるとか、そういったこともそのプランの中に書き込む必要があると考えていて、更新の際には、そういったことも含めて明記しておく必要があると思っております。</p> <p>以上、簡単ではございますがご説明させていただきましたが、その他、今後の課題と思われることや、こうしたほうがいいのか、そういったご意見がございましたら、この場で頂戴できればと思っております。</p>
座長	<p>はい。今、資料2に基づいて、一通り医療依存度の高い在宅療養者の支援について実情と取り組み、対応状況、説明がありましたけども、何かご質問がありますか。</p> <p>どうぞ、どうぞ。</p>
委員	<p>3カ所にボンベとか発電機を置くというふうに言っていることは、3台しか買わないということですか。</p>
健康推進課	<p>健康推進課の藤原と申します。</p> <p>台数につきましては、酸素ボンベについては、3カ所分全部で30本を予定しています。それと、充電器につきましては、発電機を10台用意するので、その中で充電できるような仕組みをつくると。それと、痰吸引器につきましては、足踏み式の、いわゆる電気ではなく足踏み式の吸引器の貸し出しを想定していて、全体で15台を予定しています。</p>
委員	<p>よかった。3カ所に配置するというから、1台ずつじゃ絶対足りないなと思って。</p>

座長	それは、何、いつ納入するの。
健康推進課	今現在、発注の手順に移っておりますので、今年度末には完備するという ことで、準備しているところでございます。
座長	ああ、そうですか。そういうことだそうですね。
委員	それから、もう一ついいですか。今、説明の中で、本人が保健センター に行かないとだめみたいな、印象を受けたんだけど、実際には本人、ボ ンベとか発電機が、本人を連れてとりに行くというのは不可能だと思うん ですよ。また、家に帰るんだったら無駄なわけですよ。その辺は家族 でも大丈夫ということでしょうか。
健康推進課	はい。むしろご本人の方が、そう、たやすく（できない）ということがあ りますので……
委員	そんなことできないもんね。
健康推進課	ご家族の方ないし支援できる方にとりに来ていただくとか、充電してい ただくというようなことになりますので、ご本人に動いていただくとい うのは、ちょっと無理があろうかとは承知しております。
委員	了解しました。
委員	すみません。保健センターがどうして救援所になれないのかなど。なれ たら、そういう医療機器を利用する方は直接行かれたら、わかりやすく いいのかなと思うんですけど、どうしてだめなんでしょう。
委員	役所の組織だから。
防災課長	結局、災害時に、区役所のドクターとか保健師さんは医療救護班とい うのを立ち上げて、各個別のけがされた方とか、震災救援所を巡回したり とかしていきますので、ほとんど人がいない状態になってきますので。
委員	人手の問題ですか。
防災課長	はい。ということになります。
座長	ほかには。 (なし)
座長	よろしいですか。在宅療養者支援ということで、啓発活動、PR活動を やるということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

	<p>じゃあ、資料2については了承ということで。</p> <p>(了承)</p>
座長	<p>次は3番ですね。じゃあ、よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>引き続きまして、3の福祉救援所の情報交換・連絡体制等についてということで、今回、参考資料という形で、皆様に各福祉救援所と取り交している協定書の雛形をお示ししてございます。これはあくまでも雛形なので、現在、福祉救援所19カ所あるんですけども、19カ所が全部同じ協定内容ではなくて、各施設の状況に応じて若干文章を変えたりしていることもございますので、雛形としてお考えいただければと思います。</p> <p>この中で、第7条の平常時の取組みということで、裏面をごらんになっていただきたいんですけども、2項に区が福祉救援所の効果的な運営に向けて、平常時に以下役割を担うということで、うたっているものです。その中のエで「福祉救援所を含む要配慮者の支援を行う施設間の情報交換の場の設定」ということが区としての役割の一つなんですけれども、こういった場が実は現在ない状況です。なので、福祉救援所に事務連絡とかがある場合は個別に区から連絡している状態なんですけれども、できれば連絡会のようなものを次年度から立ち上げて、情報交換を行ったりとか意見交換を行えばいいかなというふうに考えております。</p> <p>各福祉救援所とは協定を取り交わして備蓄品の納品をした後の運営はお任せしているというのが現状でして、やはりその後のフォローをしたりすることも必要でしょうし、訓練なんかも行っていただきたいという思いもありまして、今回こういう提案をさせていただきました。できれば年2回程度開催をして、定例化できればと考えております。形態としては、要綱で設置するような、検討会とかそういうものではなくて、あくまでも意見交換や、情報交換を行う場ということで考えておりますので、もしそれに対してご意見等がございましたら、頂戴できればと思います。</p> <p>以上です。</p>
座長	<p>福祉救援所は、すだちのところですね。</p>
委員	<p>はい。</p>
座長	<p>そういう場を設定したいということですが、何かご意見はありますか。</p>
委員	<p>ぜひ、設定していただきたいと。私も、今、自分の施設の中の職員や関係者からの意見しか聞けていない状況ですので、ほかの救援所の方たちの準備だったり、どういった体制を整えているのかというところは聞きたいところでもありますし、はい、ぜひ行っていききたいと思います。</p>
座長	<p>はい。じゃあ、もう。 参考資料、これ、何かご意見があれば、よろしいですかね。</p>

<p>座長</p>	<p>(なし)</p> <p>じゃあ、この参考資料については、了承ということで。</p>
<p>座長</p>	<p>(了承)</p> <p>次は、その他の報告ですね。よろしくお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、その他（報告等）ということで、災害時要配慮者対策事業に対する区の実施状況について、資料3をごらんください。これは今年度既に行った区の実施状況でございます。</p> <p>1のたすけあいネットワーク制度の状況につきましては、指針に記載している数字とは、12月末現在ということで、変わっておりますけれども、記載のとおりでございます。で、現在の状況として、たすけあいネットワークの登録者数8,868人に対してプランの作成が7,321人ということで、登録者数に比して82%強の方がプランを作成されているということになります。ただ、できれば、限りなく100%に近づけたいと区としては思っております。27年度からケアマネや障害者支援専門員によるプランの作成も実施しております。できるだけプラン作成率を上げていきたいと考えてございます。</p> <p>それから、2番、新任民生委員に対する研修ということで、昨年12月20日に実施したんですけれども、今年度が民生委員の3年に一度の改選の時期でして、100名程度入れかわったということで、その新任の民生委員さんに対しまして、たすけあいネットワークの制度の概要等を研修させていただきました。</p> <p>それから、3番の個人情報保護研修の実施、これは毎年行っておりますけれども、今年度も7回既に開催しております。</p> <p>それから、4番、GISを活用した災害時要配慮者支援システムの運用ということで、今年度から運用を開始いたしまして、先ほど委員のほうからもご指摘いただいたとおり、区の職員にもその操作訓練等を行って、できるだけ精度を上げていきたいと考えてございます。</p> <p>それから、5番の震災救援所における要配慮者対応訓練の実施ということで、これはもう例年ですけれども、各震災救援所で訓練を行う際に、安否確認や搬送等の訓練を実施していただいております。あわせて職員についても、システムの立ち上げから、実際にダミーの情報を入力したりとか、そういった訓練も実施しているところです。福祉救援所のほうでは、こども発達センターのほうで訓練を実施いたしまして、私もそこに参加して、アドバイス等をさせていただいたところでございます。</p> <p>6番のたすけあいネットワーク未登録者に対する登録勧奨、これに関して、先週の金曜日、1月20日に、約1万5,000通発送いたしまして、登録勧奨を行ったところです。今週になって問い合わせが結構殺到しているんですけれども、これによって登録者数を引き上げたいというふうに考えてございます。</p> <p>7の「知っておきたい！「災害への備え」」というリーフレットの発行ということで、今年度、来年度版として内容の更新を行いました。これは</p>

	<p>今年度から配布を開始しておりまして、母子手帳の交付対象者にお配りしているリーフレットですけれども、今年度の予算で7,000部、29年度でも7,000部を配布する予定でございますので、参考までにごらんになっていただければと思います。</p>
委員	<p>色刷りでしょ。本物は色刷りでしょ。</p>
事務局	<p>そうです。これが今現在の物で、この大きさですね。母子手帳を交付する際にお配りしておりますので、来年度以降もこれを作成して交付していきたいと思っております。</p>
座長	<p>ありがとうございます。 何かご質問、ご意見があれば。ご質問やご意見はありますか。今、資料については説明がありました。 何か。</p>
委員	<p>これはないんですけど、最後に二、三分いただきたいんですけど。</p>
座長	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>(委員作成資料配付)</p>	
座長	<p>むしろ、ほかに何か質問とか意見はありますか。 もしなければ、じゃあ、委員から。</p>
委員	<p>災害時対策については、障害者のためというか要配慮者のために、こうやって何回も何回も繰り返し協議をしていただいて、感謝しています。私たちも、災害時に助けてくださいというパンフレットを出しました。で、去年、障害者差別解消法が施行されて、今、差別を解消して、ともに生きていこうという、今やっぱりこういうパンフレット、イラスト付きのパンフレットをつくってきて、まだ完成品じゃないので皆さんにちょっとお見せできませんけれども。ただ、相模原の事件のように、パンフを配って読んでもらうだけでは、なかなか障害者に対する偏見とか差別はなくなっていくんじゃないかということ。</p> <p>さっき防災課長のほうから、顔が見える関係が大切だという話がありましたけれども、きのうちょっと読んだ、神奈川かな、横浜市のあるマンションでは、ある母親から子供に、知らない人に声をかけられても返事しちゃいけないよということで、マンションの決まりとして、お互いに声はかけないということにしましょうという提案が出されて、何人か反対に思った人はいたそうなんですけれども、そのマンション全体の規則として、会っても挨拶はしないと。まあ、不審者対策だと言っているんですけども、そういうふうなところが今まだ出てきている。</p> <p>子供の安全のためにということでそういうことがあるので、やはり私たちも、やっぱり障害者も区民も一緒に何かをすることによって、一体感とか連帯感、あるいは一緒に何かをなし遂げれば、達成感が共有できるじゃ</p>

	<p>ないかということで、このパンフレットはこれから、多分春ぐらいから、また災害パンフのように、いろんな地域センターとかいろんなところで配布していくつもりですけれども、それと同時に、一緒に何かをやるということで思いついたのが、歌なんです。</p> <p>その楽譜が後ろが載っていると思いますけど、みんなで、「よろこびの歌」という、第九の、タン・タン・タン・タン、タン・タン・タン・タン、この16小節だったら障害者も歌えるし、区民の人たちも、年末に流れるので誰でも歌えるんじゃないかと。一緒に歌って、たとえ合唱そのものはきれいじゃなくても、一緒に歌ったねというような一体感、あるいはその歌う中で、例えば私たちの障害者の中にはマイクは持っても声は出さない、このマイクを口に近づけるだけで歌っているつもりの人もありますし、鈴や太鼓で参加する人もいます。そういういろんな参加の仕方も含めて、お互いに理解してもらえれば、お互いの理解が広がっていくんじゃないかということで、ことし1年をかけてやっていきたいと思っています。</p> <p>高円寺南二丁目の町会長さんたちには、高円寺の交流館まつりで町会長合唱団というのをこの2年前からつくって、歌を歌ってもらっていますし、そういう一緒にやること、ぜひ、いろんな町会や区民の合唱団、あるいはいろんなところで音楽をやっている人たちに呼びかけて、今のところ目標はセッションをいっぱいにして、みんなで歌って年末を迎えるということを通して、障害者と障害を持っていない人が一緒に何かをやったというような実感を持っていきたいと思っています。</p> <p>団体でもいいですし、町会で参加してもいいですし、町会の中の個人でもいいし、町会の中のコーラスグループでもいいですから、この歌は非常にメロディーが簡単なんですよね。ですから、ぜひ、そういうことを通して、障害がある、ない人たちが一緒にやっていく企画にぜひ賛成して、協力していただきたいと思っています。</p> <p>以上です。</p>
座長	はい。ありがとうございました。委員からの……
委員	お願いします。
座長	はい。お願いでした。それぞれ、私は浴風会ですけども、浴風会という大きな法人の中で、こういう活動といますかね。もう、年末の日にちとかはいつ決まるんですか。
委員	12月の、今、一応、障害者週間事業で、12月の2、3日だけ。土・日をとっているんですよ。第1土・日を。
座長	ああ、そうなんですか。
委員	ですから、リハーサルをやろうと思えばリハーサルもできるし、多分第1日曜日。12月3日かな。
座長	わかりました。じゃあ、それぞれの関係方面に。

委員	<p>各、きょう来ていない団体とかなんかには、みんなまたそれぞれ呼びかけていきたいと思います。できるだけたくさんの人、セッションに入り切れなかったら、だんだん、公会堂とか普門館とか、レベルを上げていければいいかなと。とりあえず、セッション杉並でみんなと一緒に歌うという、第九を歌うという、年末らしい光景を一緒にやっていきたいと思います。</p>
座長	<p>この歌だけだと、もう5分ぐらいで終わっちゃいますよね。</p>
委員	<p>阿波おどりがありますよね。</p>
座長	<p>阿波おどりも。</p>
委員	<p>阿波おどりも、第九に合わせて踊ることができるんですよ。</p>
座長	<p>ああ。</p>
委員	<p>ことし杉並から徳島に行った阿波おどりの連の人たちも、徳島の人たちが第九に合わせて踊ったそうなんですよ。杉並区から行った人も参加したんですけど。これ、第九の歌は4拍子でしょ。阿波おどりは2拍子ですよ。ですから十分踊れると。 一応そういうのとか、ともに生きるような歌と一緒に。で、3番は、そこに書いてあるとおり、杉並バージョンで、ちょっと私が勝手につくった歌で、まだ案で、これからいろいろ練っていこうかなというふうに思っていますので、その案もちょっと募集したいと思っていますので。</p>
座長	<p>「おじいちゃん、おばあちゃん」というのは、なかなか、イメージとして、今難しい時代になりましたね。</p>
委員	<p>うん。</p>
座長	<p>まあ、それは結構ですけど。</p>
委員	<p>ただ、おじいちゃんがいて、おばあちゃんがいて、子供がいて、私がいるというようなイメージを、みんなが、いろんな世代がいるよというイメージを、ちょっと最初に考えたんですよ。まあ、杉並では、そんなに3世代とかはないかもしれませんがね。</p>
座長	<p>それぞれの団体や関係者の間で、こういう企画があるということをPRしていただければと思いますので、よろしくお願いします。 じゃあ、ほかに、事務局のほうから。</p>
委員	<p>私は徳島の生まれなんですけど、あの第九というのは、徳島から始まったんです。</p>

委員	そうらしいですね。
委員	だから、ちょうどいいんじゃないですか、阿波おどりと。
委員	徳島に日本軍のドイツ兵捕虜収容所があったそうなんですよ。
委員	そうそうそうそう。そこから始まったの。
委員	それで、ドイツ兵が年末になると第九を歌っていて、そこから日本人の中にも第九が、今おっしゃったように第九が広まって行って……
委員	ご存じでしたか。さすが……
委員	それで徳島は阿波おどりの場所だから、じゃあ、第九に合わせて踊ろうかというような。
委員	ああ、そうですか。
委員	あと、手話ダンスとか。そういう、ちょっといろんな人たちがこの喜びの歌をどういうふうに演ずるかというようなパフォーマンスも、ちょっとやっていければいいかなというふうに思っています。議員さんにも保健福祉委員会でちょっとお願いしたら、やりましょうという方向で来ていますので、議員合唱団も出るかもしれません。 同じ歌を何回歌ってもいいと思うんですよ、歌う人がかわっていれば。それで、最後にみんなで歌うという形のを、ちょっと。時間的な調整はこれからやります。
座長	はい。どうもありがとうございました。じゃあ、機会があれば、ぜひ、PRをしていただければと思います。 で、事務局のほうから連絡。
事務局	はい。正式にはまた改めて文書でご案内いたしますけれども、第1回の協議会、親会を、3月22日水曜日10時から開催する予定でございますので、ご予約いただければと思います。よろしくお願いたします。
座長	以上ですか。 本日は、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございました。これにて終了させていただきます。ありがとうございました。